

郡山市告示第 2 2 4 号

次に掲げる書類について、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2（以下「地方税法」という。）及び郡山市税条例（昭和 4 0 年郡山市条例第 3 9 号）第 6 条の規定により公示送達する。

ついては、当該書類を郡山市税務部収納課において保管しているので、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 8 月 2 0 日

郡山市長 椎根 健雄

送達する書類	地方税法の規定により、その例によるものとされる国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条に基づく書類（令和 8 年 7 月 2 7 日付け郡山市達収第 1 6 4 6 号） 同法第 1 3 1 条に基づく書類（令和 8 年 7 月 3 1 日付け郡山市達収第 1 8 0 2 号）
送達を受けるべき者の名称	G I R I S I L A